

令和 3 年 3 月 3 日

総 務 部

## 住民監査請求に係る措置について

### 概要

令和 2 年 1 2 月 1 4 日付けで行われた住民監査請求について、監査委員からの勧告に基づき必要な措置を講じました。

#### 1 勧告の内容（令和 3 年 2 月 1 0 日に監査委員から市に勧告）

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長に令和 2 年 2 月 5 日から同年 3 月 3 1 日までの出勤停止期間中に支払われた報酬額について、月額 1 5 0, 0 0 0 円の基本報酬は法令に違反した支出と認められないが、令和 2 年 3 月分として支給された通勤費報酬は本市の条例および規則に違反した支出と認められる。

よって、請求人が措置を求める元塾長に支払われた出勤停止期間中の報酬相当額の市の損害を補填すべきとの本措置請求の一部には理由があると認められ、令和 2 年 3 月分の通勤費報酬として元塾長に支出した 4, 2 0 0 円については、その額を唐津市に補填するため、唐津市長またはその権限の委任を受けた職員に対し、令和 3 年 3 月 1 0 日までに必要な措置を講ずべきことを勧告する。

#### 2 講じた措置（令和 3 年 3 月 1 日に市から監査委員へ通知）

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長に令和 2 年 2 月 5 日から同年 3 月 3 1 日までの出勤停止期間中に支払った報酬額のうち令和 2 年 3 月分として支払った通勤費報酬 4, 2 0 0 円については、唐津市が元塾長に返還を求め令和 3 年 2 月 1 6 日に元塾長からその全額について返還を受けた。

（本件の問い合わせ先）

総務部人事課

担当：幸島

電話：直通 7 2 - 9 1 8 5

（内線：1 4 4 1）